

前章で述べたように、次男清之助は天保 15 年(1844)、わずか 2 年の在島で赦免となり、江戸に帰還している。

一方、長男鹿之助は見習与力時代の自身の行状もあって早期赦免はかなわなかった。赦免になった正確な時期はわからないが、おそらく安政 3、4 年(1856-57)まで、10 年間以上三宅島に在島したと考えられる。

この後、兄弟はともに幕末の箱館奉行所に勤務していたことがいくつかの記録で確認できる。

1) 箱館奉行所

約 50 年前の享和 2 年(1802) 2 月、ロシアの南下現象に対応するために設置された蝦夷地奉行は後に箱館奉行、更に松前奉行と改称された。しかしその後、任務が松前藩に移管され廃止されていたので箱館奉行所を再置した。



安政元年(1854)に締結された日米和親条約(神奈川条約)に基づき、幕府は下田とともに箱館を開港することになり、この対応策として箱館とその周囲数里を上知し箱館奉行所を再置した。北辺防備と新たな開拓のための蝦夷地経営は幕府直轄にするか、大藩に分割するかなどの議論が分かれたが、安政 2 年

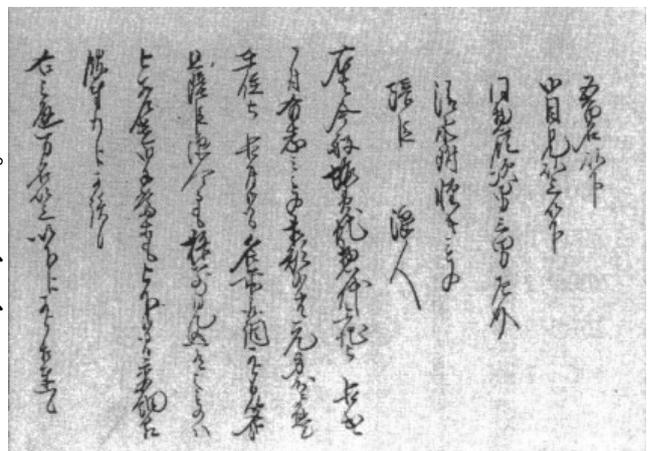
(1854)、北辺の防衛強化のため全蝦夷地を幕府直轄として奉行所の管下とすることとし、10 月 14 日、老中から大目付に対し、

一蝦夷地上知になったので旗本、御家人のうち適当な者を派遣し、その者達の身分に応じて旅費、手当、土地、恩賞などを支給して蝦夷地開拓を推進するようにという達しが出た。

これに先立ち、箱館奉行は写真左のような在住に関する達案を幕府に提出している。

これによると在住制度の対象者は 5 百石以下の旗本・御家人および惣領、次三男、厄介が主体であり、それに清水家付のもの、陪臣、浪人が加えられている。

給与は旗本・御家人については元身分に応じた扶持米に加えて在住手当金、扶持が支給され、移住に引越料も支給された。



イワナイに在住した常見栄太郎の例を見ると、元身分に応じた分が高4百俵、在住の手当扶持が12人分、御手当金が24両支給されている。

このような土分の者に幕府から南蝦夷の土地が宛がわれ開拓に当たさせた。

幕臣を入植させ、蝦夷地開拓と北方警備に備える目的で始まったこの在住制度は結果的にはそれほど成功を収めなかった。

また後に諸藩分領により、在住の蝦夷地開拓に占める地位が相対的に低下した。

在住となった土分の人数は安政5年で70人、6年で108人、文久2年で116人という記録が見える。(札幌市史)

鹿之助・清之助は赦免後、この在住制度に応募したのか、あるいはこの制度に応募する事を条件に八丈島遠島処分が赦免されたのか、とにかく箱館奉行所勤務となった。

安政元年(1854)に締結された日米和親条約(神奈川条約)に基づき、幕府は下田とともに箱館を開港することになり、この対応策として箱館奉行所を再置した。この要員として幕府の各役所から役人を派遣する一方、諸藩や地元からも人を集めていた。

「島帰り」ではまともな職にもつけないであろう鹿之助、清之助は北海道という新天地に活路を見出そうとしたのかも知れない。

箱館における兄弟の足跡

安政5年(1858)の箱館奉行所の史料(函館市史通説編第2巻)に清之助の名が見える。

これによると、清之助は「御礼席元々次席」という役職についている。

史料3010「安政5年箱館奉行および同奉行配下吏僚職別人数表」参照。

「御礼席元々次席」という役職が何をするのかかわからないが、定員2名で武田斐三郎という人が同役であった。武田は安政元年当時箱館奉行だった堀織部正利熙が老中に要請して派遣してもらった蘭学者で、箱館では諸術調所の教授を勤めており、五稜郭を設計した。また西洋型帆船でロシアに航海するなどの功績を残した著名な人である。

この武田と定員二人の同役ということは清之助も何かを教える業務についていたのであろうか。

八丈島での記録によれば清之助は砲術に長じていたというから、砲術の知識、経験を活かして砲術を教える仕事に関っていたのかも知れない。

箱館奉行所の使命は、江戸の町奉行所のような町の治安、行政ではなく、当時急激に脅威が増大していた外国船からの防衛の第一線であった。砲術の必要性は江戸とは比べ物にならないくらい高かった。

なお、安政5年正月の人数表(松前箱館雑記一東大史料纂所蔵)では「御礼席元々次席」の職が確認できるが、同年12月の人数表(支配内役并在住人名前張一道立文書館)ではこの職が廃止されたのか見当たらない。

安政6年（1859）に発行された箱館奉行所名簿（舊幕府 函府名簿）では清之助には役職名はなく、ただ

—御雇 仁杉鋌三郎

とあるだけである。

「御雇」が「御礼席元々次席」と同じ仕事をするのか、あるいは全く別の仕事なのかかわからない。

なお、箱館奉行所の開設（再設置）は安政元年（1854）であるが、開設と同時に仕したとしても八丈島で赦免になってから約10年の空白期間がある。この空白期間の記録は見当たらない。

また、箱館奉行所名簿（安政6年 函府名簿）には「与力」として鹿之助の名が見える。

—与力 現米80石 仁杉鹿之助

箱館奉行所には「組頭」、「定役」などの役職が見られるが、「与力」とこれらの役職の関係はわからない。

鹿之助は与力、現米80石という処遇を受けており、旧身分（知行2百石）に依ったものとなっている。知行2百石は4公6民だと手取80石に相当する。

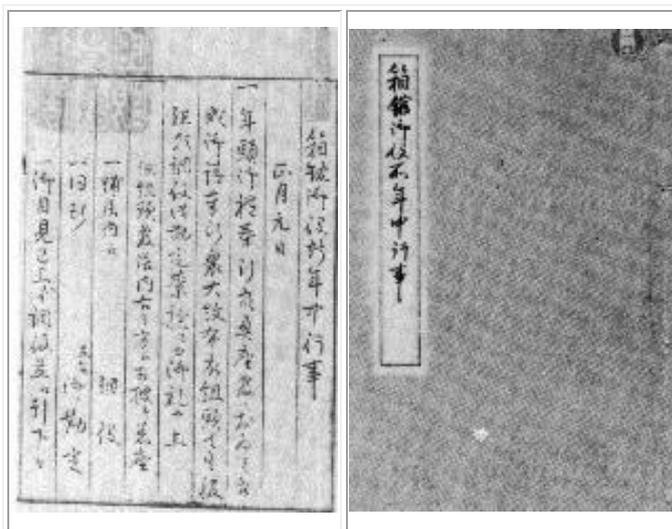
後述のように、義弟・清之助も箱館奉行所勤務となっているが、兄弟のどちらが先に箱館勤務となったのか、あるいは同時になったのかかわからない。

奉行所は当初は現在の元町公園付近に設置したが、北方の防衛のためには軍事的に不利な場所であることからその後五稜郭へ移転した。

4) ^{おてさくば}御手作場勤務

鹿之助の奉行所における業務は江戸の奉行所時代とはおおいに異なり、庵原（いおりはら）という所の御手作場（官営農場）の勤務だった。

箱館奉行所の安政年間から文久年間にかけての年中行事を記録した書類（文久元年、平塚某の写本）が函館市立図書館に残っており、この中に仁杉鹿之助の名が見える。



この史料の正月元日の項を見ると

一年頭御礼、奉行衆奥座敷に於いて被成御請奉行衆大紋布衣、組頭は其の服、組頭調役御勘定素袍にて御礼申し上げ。但、組頭敷居内右の方へ相披き着座とある。奉行衆が奥座敷で組頭、組頭調役、御勘定などから年頭の挨拶を受けており、この儀式に参列するもの服装について決

めている他、組頭は奉行のいる敷居内の右に並び、調役も敷居内、調役並は敷居外敷居際などと着席の位置を細かく規定している。

お目見え以上かどうか、前年新しく任命されたのか以前からいるのかによっても奉行に拝謁する順番が決められており、この記録によれば鹿之助は「庵原巳下在住」とあり、他の16人とともに正月2日に表座敷の「三の間の上より壺畳目」に着席して一の間床前にいる奉行に御礼の挨拶をすることになっている。

江戸の町奉行所と同様、新年の御用初めは17日であるが、色々な行事があって元日、2日、6日、11日、12日、15日は惣出、その他の日は当番調役、同並から1人、御手附、定役元締、定役各1人が出勤することになっている。

年頭の奉行への拝謁が元日ではなく2日であること、着席の位置が「三の間」であることなどから箱館奉行所での地位はそれほど高くなかったと考えられる。

江戸の町奉行所では「お目見え」は奉行だけ。与力といえはそれに告ぐ地位であったが、当時の箱館は外国の脅威に晒される最前線。奉行だけでなくそれ以外の役職にもお目見えの旗本が派遣されていた。

なお、同じく箱館奉行所に勤務していたことが確認されている次男清之助の名前はこの年中行事の記録では確認できない。

6) 維新、そして帰京

慶応3年(1867)10月大政奉還、12月の王政復古の号令、翌年正月の鳥羽伏見の戦い、とめぐるましく変わる中央の情勢は時間差があるものの、この北辺の役所にも伝えられ、奉行所の役人も時代の変化を実感していた。

箱館奉行の杉浦兵庫頭は3月22日、奉行所役人達の人心安定を考え、次のような通達を行った。

一公儀からは朝命があれば奉行所を引き渡して江戸に引き上げろという指示である。しかし当地にとどまりたい者は新政府に引き続き勤務できるよう取り計らう。江戸に帰るものは公の取り計らいでお手当てを支給する。国内の内紛に乗じて外国が入り込むような事があっては天地に許されざる大罪となる。動揺のないよう業務にあたるように。

箱館奉行はあくまでも幕府から任命されたもの、幕府から朝命に従えと命令があれば奉行所を新政府側に引き渡すが、幕命がないかぎり朝命があってもそれには従わず戦う、と考えていたと日記にある。しかし、実際には奉行所の人員では箱館を守ることは困難、という判断もしていた。

新政府は蝦夷地を重要視して、東北列藩との戦いが終結していない慶応4年4月、蝦夷鎮守に公卿清水谷公考を任命、清水谷は閏4月14日に京都を発ち敦賀から長州の汽船で箱館に向かった。

これに先立ち吉田、村上復太郎、村上常右衛門、堀清之丞の3名が先触れとして閏4月10日に箱館に到着した。そして奉行の杉浦兵庫頭に面会、「朝命により箱館奉行所の全財産に封印して総督の下知を待て」という文書を渡した。杉浦はこれを承知し、箱館奉行所は実質的に新政府の管理下に入り、「箱館裁判所」となった。

4月17日、旧幕府箱館奉行所の諸役人に対して旧幕府の金穀、物産を警衛諸藩に引き継ぐことを命じる達書が出されている。

一元幕府箱館役人共へ

今般箱館裁判所御取建総督副総督差向候、就テハ仙台佐竹南部津軽松前などへ同所警衛被仰付候間、旧幕府ヨリ領知ノ金穀并ニ産物等倉廩右藩々へ可相渡候、此旨申達候事

箱館裁判所の総督となった清水谷は同月26日に箱館に到着した。五稜郭に入った清水谷は翌4月27日、奉行所の役人達に

一是迄詰合ノモノ上下一同衣食等二不苦様取斗可申候条、各得其意安心可致、其上人材二随ヒ夫々任用可有之候、今日ニ至候テハ孰モ皇家ノ臣民タルハ勿論ニ候間、裁判所付属ノ心得ヲ以テ尽力可致候事

という通達を出した。

「衣食などで不自由のないようにするので安心して、また人材によって裁判所への任用が可能である。今となっては誰もが天皇の臣民であるので新政府の裁判所の一員のつもりで尽力せよ」という内容である。

最後の箱館奉行となった杉浦兵庫頭は5月1日、熨斗目麻上下姿で五稜郭に出頭、奉行所引渡目録13冊を新政府の清水谷総督に手渡し、一の間に着座していた総督は一覧の上、これを受け取り引継ぎは完了した。

杉浦は「旧奉行所は新政府への引継がれた」という触書を発行した。

新政府に引き続き奉職を希望する者はそのまま採用されることになった。組頭だったものは「司事」、調役は「参事」。定役元締は「従事」、定役は「給事」、同心は「趨事」と新政府に於ける位階も決まった。

江戸の町奉行所は江戸城の無血開城とともに奉行所の全財産は新政府に穏便に引き渡され、与力・同心たちもそのまま新政府の市政裁判所の吏員に横滑りしたが、箱館奉行所の役人は現地採用の足軽を除くと多くは江戸から派遣されたものであり、家族を江戸に残しての赴任というものが多かったので、新政府に移ることを希望するものはそれほど多くなかった。

江戸への帰府を希望する役人達のために杉浦は英国商船フィルハートル号に乗船できるよう取り計らった。6月2日、これに乗船したのは家族を含めて総人数93人と馬1匹だった。

現地で雇われた足軽、一部の箱館残留希望者を除き、江戸から派遣された幹部役人の

多くが帰府した事になる。船は翌3日早朝箱館を出航し、4日後の6月7日夜半に横浜に到着した。

ちなみに馬1匹を含むこの箱館—横浜間の船賃は1千両で、そのうち3百両は杉浦が負担したが残り7百両は新政府が負担した。奉行所の金はあらかじめ大半を江戸に送っており、わずかな残金は新政府に差し出してあったから奉行所には全く金がなかった。

この乗船客の記録はないが鹿之助も清之助もおそらくこの船で帰府したものとされる。なお、新政府側に引き渡された箱館はその年の秋、東北地方での戦いに敗れた榎本率いる旧幕府軍が蝦夷地での新天地をめざして箱館を占領し、これを攻める新政府軍との間に箱館戦争が起こり混乱を極めた。この最後の内戦が収まったのは翌明治2年の5月だった。

7) 維新後の二人

明治維新で箱館奉行所が閉鎖された後の清之助の動静は不明であるが、仁杉圓一郎氏によると、仁杉家の過去帳にある下記の戒名が清之助のものだという。

賢良院忠倫義孝居士 仁杉両助高幸 明治2年8月5日没

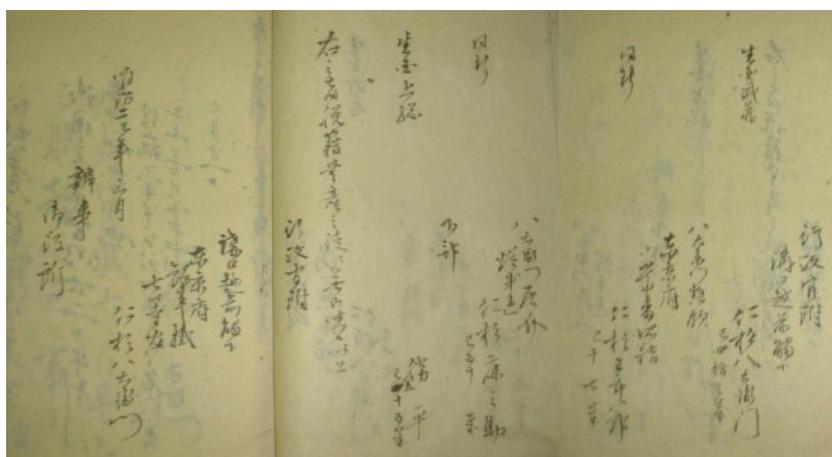
これを裏付ける史料は今のところ見当たらない。「清之助」あるいは「鋌三郎」と異なる「両助高幸」という名前になっている理由もわからない。

江戸に戻った前箱館奉行の杉浦は駿府（静岡）に移封となった徳川宗家について静岡に移住する家臣の面倒を見たり、静岡藩の公儀人（新政府との交渉の窓口）となって活躍したが、後に新政府に召し出され、新政府の役人として再度函館の地を踏むことになる。この間の事情は田村貞雄氏の「徳川慶喜と幕臣たち」に詳しい。

東京と名を改めた鹿之助は、実家がすでに断絶となっていたため、分家の仁杉八右衛門の屋敷に身を寄せていた。

明治2年、八右衛門が新政府の弁事御役所に家族の名簿を提出している。

（東京都千代田区歴史資料館蔵 原胤昭関連古文書の雑録：写真下）



八右衛門家は3代目八右衛門（幸昌）の時代になっており、当主八右衛門（43才）、惣領五郎八郎（後の英16才）に続いて

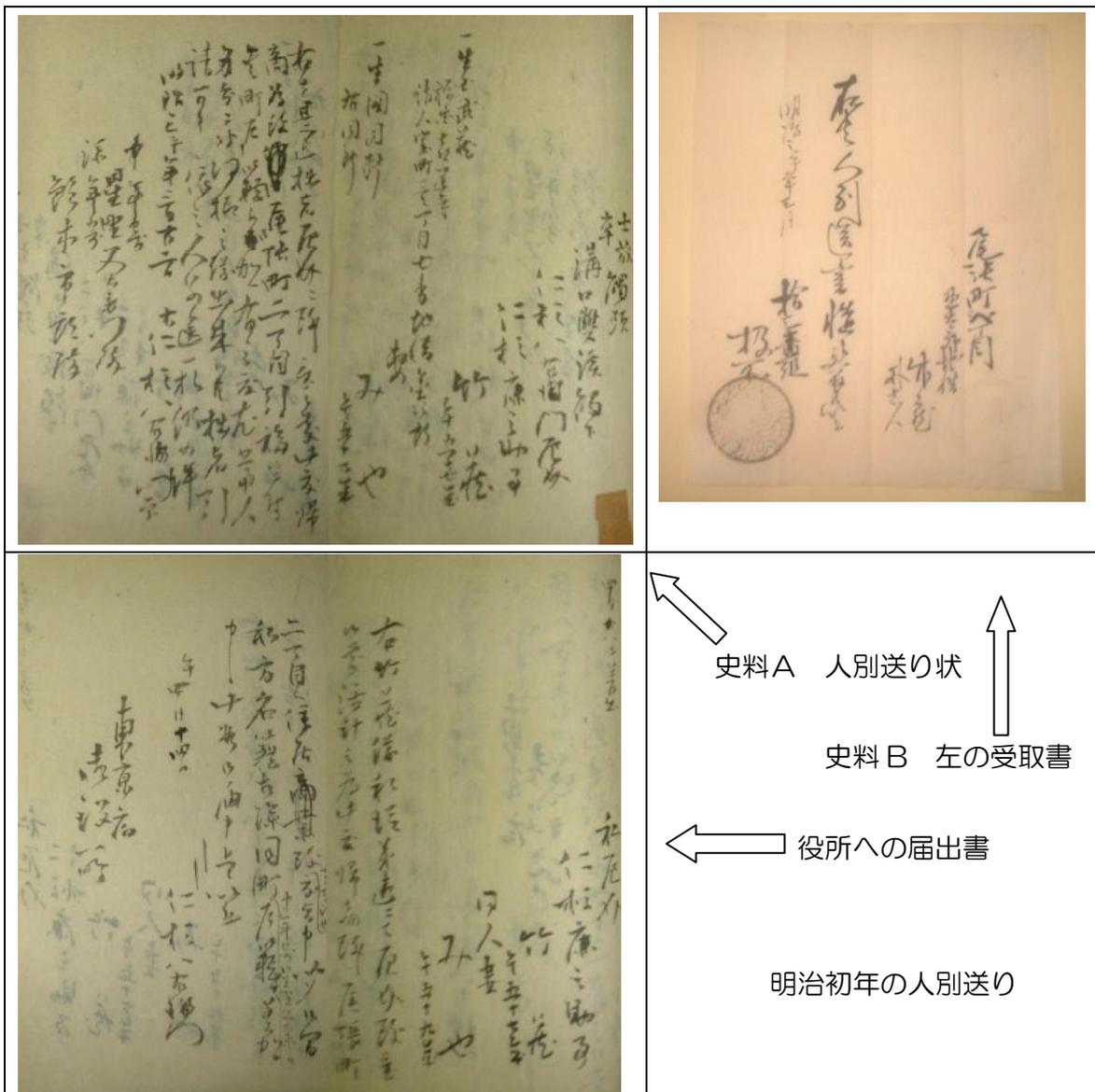
八右衛門厄介
従弟連 仁杉鹿之助
62才

とある。

厄介というのは「食客」あるいは「家長の傍系で被扶養者」の意味である。この当時八右衛門は長子五郎八郎とともに東京府に勤務していた。

幸昌にとっては「祖父の義弟の子」あるいは「父親の従兄弟」という関係、本来なら与力本家の嫡流だが、既に本家は断絶していたので分家に転がり込んだというところか。鹿之助とならんで勝平という名がある。生国上総、年齢 55 歳と読める。 苗字がないところから、上総から来ている使用人であろう。

さらにその後の鹿之助の動静を伝える史料が四番町歴史民俗資料館に残っている。史料Aは、明治 3 年 3 月 26 日付で「仁杉鹿之助事竹蔵 57 才、同人妻みや 59 才の両人は、従連にて（親戚なので）私の厄介となっているが、生活のため帰商して尾張町 2 丁目へ住居することになったので、私（八右衛門）の名簿から除き、尾張町の人別に加えて欲しい。 同根の保証人になる。」とあり、八右衛門から尾張町の中年寄（星野又右衛門）、添年寄（鈴木市郎）宛に出した人別送り状の下書である。



また史料Bは、前述の送り状の請取書である。 発行は「拾三番組 扱所」となっている。

さらに史料Cは、同居人仁杉鹿之助ほか尾張町へ転居した事を、八右衛門の当時の

勤め先である東京府に提出した文書の下書きである。 帰商は帰農と同じように、武士からの身分変更であるから東京府への届けが必要だったようだ。

尾張町 2 丁目というのは現在の銀座 6 丁目あたり、かつて鹿之助が与力見習として勤めていた南町奉行所があった数奇屋橋御門のすぐ近くである。

幕臣は新政府に仕えるか、徳川宗家について静岡に行くか、江戸で農、商などで自活するかの選択を迫られたが、鹿之助は第三の道を選んだようだ。 武士身分を捨て竹蔵と改名したが、平民だから名字もない。

注目すべきは妻が同居していたことだ。 天保 13 年(1842)、お救い米事件で「お構いなし」となっていた「みや」は、再婚もせず鹿之助の帰りを待っていたのか。 あるいは箱館にも同行したのかもしれない。

鹿之助には三宅島で「たき」という水汲女(現地妻)との間に女の子をもうけているとの史料にある。 この母子は江戸に一緒に来たのか、そのまま現地にとどまったのか。 みやが鹿之助より 3 つも年上であったこともこの人別送りでわかった。

その後鹿之助がどんな商売を始めたのか不明であるが、銀座商店街の変遷は多くの文献が残っているので、いずれ手がかりがつかめるかも知れない。

なお、銀座開化事件帖(松井今朝子著)によれば原胤昭も銀座に店を開いていた。

鹿之助は明治 6 年 10 月に死亡している。 仁杉家過去帳によれば戒名は「常在院殿 靈山修道居士」、喜運寺に葬られている。

箱館から戻って 5 年、結局商売もうまく行かず、波乱の人生を終えたようだ。

8) 息子次郎三郎は榎本軍に

鹿之助の息子・次郎三郎も箱館奉行所に出仕していた。北海道立文書館の「幕府文書」という史料の中に幕末当時の箱館奉行所の職員名簿があり、この中に仁杉次郎三郎なる人物の名前が見える。 また慶應 3 年「在住・御雇・御雇医師・同並明細短冊」という史料に

祖父 仁杉五郎左衛門死 元町奉行矢部駿河守組与力相勤申候

父 仁杉鹿之助 當時御支配定役代相勤罷在候

木古内村在住 御手当金貳拾七両

本国伊豆 木古内村 仁杉次郎三郎

生国武蔵 丑二十歳

私儀、文久元酉年八月五日、蝦夷地在住仰付けられ、父鹿之助同居二付、金拾三両貳分下され候処、父鹿之助曰別評定役代仰せ付けられ、私儀事木古内村在住、父の時の如く仰せ付けられ、同年十二月、御手当金壹ヶ年貳拾七両下され候旨仰渡され、且又、木古内村御手作場扱われ中、別段金六匁宛下され之旨、同三亥年八月仰渡され候

とある。

これにより、次郎三郎は鹿之助の息子、五郎左衛門の孫にあたることがわかる。次郎三郎は元治 2 年/慶應元年(1865)に 20 歳とあるので、生れたのは弘化 3 年(1856)

と推定できる。

父・鹿之助は天保13年(1842)に三宅島に流され、安政の始め頃まで20年以上にわたって在島していたと考えられるので、次郎三郎が鹿之助の実子とすれば、三宅島にいた頃の子となる。鹿之助は三宅島でたきという現地妻(水汲女)がいて、二人の間に女の子がいた事が確認されている(三宅島流刑史)が、男の子がいたという記録はない。

次郎三郎の事跡をまとめると次のようになる。

- 1) この当時(慶應元年)住んでいたところは木古内村。
- 2) 生れは江戸(武蔵)、本国は伊豆(仁杉家は代々本国を伊豆としている。)
- 3) 文久元年(1861)8月5日、蝦夷地に来て父・鹿之助と同居した。

この時、給金は3両2分だった。それまでは江戸に住んでいたのか。

- 4) 同年12月、父・鹿之助が評定役代に任命され臼別に移住したが、次郎三郎は木古内村に残り、父の跡を受けて御手当金が年27両になった。
- 5) 文久3年8月、木古内御作手場勤務の手当として別に6匁を受領した。

注) 木古内は函館から西南西に50kmほどの津軽海峡に面した所
臼別は函館から遠く離れた積丹半島の付根。小樽に近い。

鹿之助は、明治維新で箱館奉行所が閉鎖された後、東京と名を改めた江戸に戻っているが、次郎三郎は父とともに江戸へ帰る道を選ばず、榎本武揚率いる旧幕府軍に入り、箱館戦争に参加していた。

「脱走人名簿」の中に「定役」という奉行所時代の役職のまま名を連ねている。なお、上記「脱走人名簿」を良く見ると、次郎三郎は下記の旧函館奉行所の12人の役人達とともに、榎本軍の中で江差奉行となった松岡四郎次郎の傘下に入ったようである。

江差奉行	松岡四郎次郎	奉行並	小杉 雅之進				
組頭勤役	伊藤 口五郎	調役	石川 礼平、	並	貴志 錦次郎、		
同	渡邊 元四郎	同	越智 一朔、	定役元締	大橋 令一郎、		
定役	竹中 小吉	同	仁杉次郎三郎、	出役	山添 銀二郎、		
同	小倉 口一郎	同	栗山 貞次郎				

この部隊は戦争の正面に立つ事がなかったのか、戦没者名簿に誰の名前も見られず、ただ奉行並に名前が酷似している「小杉鎮之進」の名が見られるだけである。

因みに、小杉雅之進は、明治元年(1868)11月5日、彰義隊、陸軍隊、額兵隊(仙台藩の脱走兵)などとともに土方歳三ひきいる脱走軍に参加し、松前城を攻めたという記録(麦叢録)があり、次郎三郎も小杉の傘下としてこの攻防戦に加わったと考えられるが、その後の消息はまったく不明である。なお、次郎三郎の階級の「定役」というのは旧幕府軍階級表によれば、下士の階級のひとつで、箱館・松前・江差・開拓・会計の各奉行の配下のものの階級で、上から

定役元締 定役 同心 各掛

となっていた。